

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会等について

1 設置目的

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会を、次のとおり設置する。

なお、計画評価委員会と介護予防委員会は、必要な構成員は同じであることから、委員は兼務とし効率的な運営を図ることとする。

また、一体的な委員会の運営を図るため名称は、「かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会」とする。

(1) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会(以下「計画評価委員会」という。)

「かながわ高齢者保健福祉計画」(以下「計画」という。)に掲げる施策・事業の評価を行うことにより、計画の効果的、効率的な推進等に資することを目的として、設置する。

(2) 神奈川県介護予防市町村支援委員会(以下「介護予防委員会」という。)

市町村における介護予防関連事業の効果的、効率的な実施を支援することを目的として、設置する。

2 設置根拠

(1) かながわ高齢者保健福祉計画

(2) 介護予防市町村支援事業実施要綱(平成18年3月31日厚生労働省老健局長通知)

(3) 介護給付適正・適切化推進特別事業実施要綱(平成23年8月3日厚生労働省老健局長通知)

3 所掌事項

(1) 計画評価委員会

- ・ 計画に掲げる施策・事業の評価に関すること。
- ・ 次期計画の改定に関すること。
- ・ 介護給付の適正化に関すること
- ・ その他高齢者保健福祉に関すること。

(2) 介護予防委員会

- ・ 介護予防の普及啓発に関すること。
- ・ 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質の向上に関すること。
- ・ 介護予防関連事業の事業評価に関すること。
- ・ その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること。

4 構成員

保健医療関係団体、福祉関係団体、市町村、介護保険事業者、保健福祉事務所長、公募による県民(被保険者、サービス利用者等)、学識経験者等

5 部会

(1) 計画評価部会(第1専門部会)

計画評価委員会の所掌事項の円滑な協議を図るため、専門的な見地から実施

(2) 介護予防部会(第2専門部会)

運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善部会、閉じこもり予防と支援・認知症予防と支援・うつ予防と支援を一体的に実施

6 ワーキング

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会第2専門部会に係る特定課題について検討

7 高齢社会課所管の会議との関係

神奈川県認知症対策推進協議会、神奈川県地域包括ケア会議、かながわ高齢者あんしん介護推進会議と連携して運営する。

8 任期

委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日まで。

9 開催計画(予定)

各年度 1～3 回程度開催

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会（以下「計画評価委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、「かながわ高齢者保健福祉計画」（以下「計画」という。）に掲げる施策・事業の評価を行うことにより、計画の効果的、効率的な推進等に資することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 計画評価委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 計画に掲げる施策・事業の評価に関すること
- (2) 次期計画の改定に関すること
- (3) 介護給付の適正化に関すること
- (4) その他高齢者保健福祉に関すること

(構成員等)

第4条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、保健医療関係者、福祉関係者、市町村、介護保険事業者、保健所長、公募による県民、学識経験者等により構成する。

3 委員は、別に設置する神奈川県介護予防市町村支援委員会（以下「介護予防委員会」という。）の委員を兼任するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。次期以降の任期は3年間とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、介護予防委員会の委員長を兼任し、副委員長は、介護予防委員会の副委員長を兼任する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとし、任期は、特に定めのない限り各委員としての任期になる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 計画評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 計画評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 計画評価委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第8条 第3条の所掌事項のうち、特定の課題について、調査及び検討を行うため、必要があるときは計画評価委員会に部会を設置することができる。

2 その他部会の運営に必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、神奈川県保健福祉局福祉部高齢社会課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県介護予防市町村支援委員会の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県介護予防市町村支援委員会（以下「介護予防委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 介護予防委員会は、市町村における介護予防関連事業の効果的、効率的な実施を支援することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 介護予防委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行い、その結果を県に報告するものとする。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質の向上に関すること
- (3) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
- (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること
- (5) 高齢者相談・見守り支援事業に係る事業者の選定に関すること

(構成員等)

第4条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、保健医療関係者、福祉関係者、市町村、介護保険事業者、保健所長、公募による県民、学識経験者等により構成する。

3 委員は、別に設置するかながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会（以下「計画評価委員会」という。）の委員を兼任するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。次期以降の任期は3年間とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 介護予防委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、計画評価委員会の委員長を兼任し、副委員長は、計画評価委員会の副委員長を兼任する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとし、任期は、特に定めのない限り各委員としての任期になる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 介護予防委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 介護予防委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 介護予防委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第8条 第2条の所掌事項の円滑な協議を図るため、介護予防委員会に部会を設置する。

2 その他部会の運営に必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 介護予防委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、介護予防委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、神奈川県保健福祉局福祉部高齢社会課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は10人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 委員会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 傍聴希望者が定員に満たない場合は全員傍聴人とし、定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わない場合は、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月28日から施行する。

